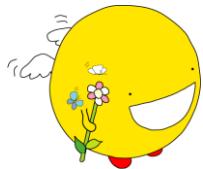


健康日本 21 あいち計画最終評価報告書

平成 24 年 3 月





目 次

| | |
|-------------------------|------|
| 第1章 健康日本21あいち計画の策定と経過 | P 1 |
| | P 3 |
| 第2章 「あいち計画」の推進に関する取組み状況 | P 4 |
| 第3章 最終評価の目的と評価方法 | P 6 |
| 第4章 「あいち計画」の最終評価について | P 44 |
| 第5章 次期プラン策定へ向けた検討の進め方 | |

資料編

- 1 指標・目標値の最終評価分析ワークシート
- 2 分析評価参考資料集
- 3 愛知県「生活習慣関連調査」

第1章 健康日本21あいち計画の策定と経過

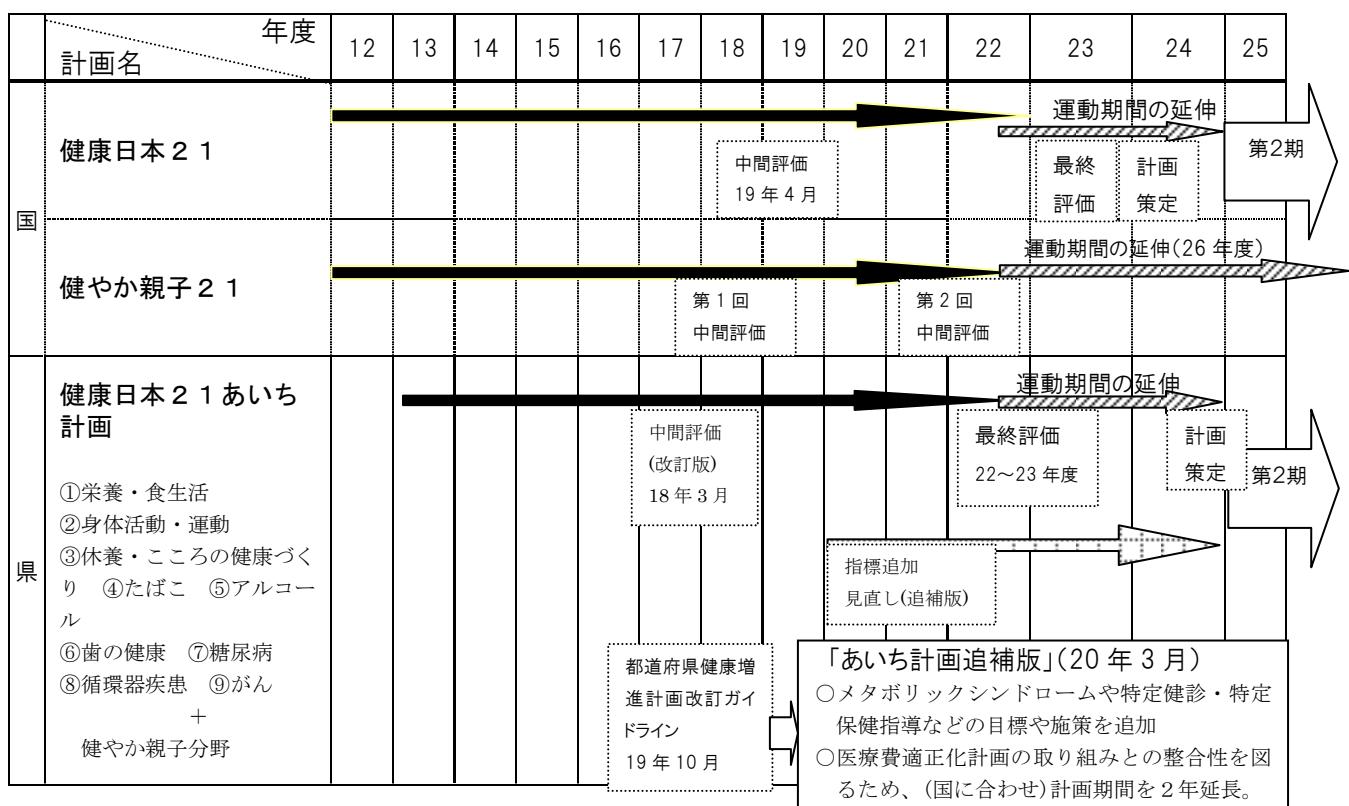
1 健康日本21あいち計画策定の趣旨

我が国は、生活環境の改善や医学の進歩により、世界有数の長寿国となる一方、高齢化が急速に進み、介護を要する高齢者が増加し、深刻な社会問題となってきた。要介護状態になる原因として、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が大きく関わることから、国民一人ひとりが生活習慣を改善し、健康づくりに努めることが求められている。

こうした中、国はすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くため、平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を、また、平成12年11月に親と子が健やかに暮らせる社会づくりを目指す「健やか親子21」を策定し、平成22年度を目途とした具体的な目標を示し、健康づくりに関する意識の向上及び取組みを進めてきた。

本県では、平成10年6月にすべての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある長寿あいの実現を目指して、「あいち健康づくりプラン」を策定し、健康づくりの取組みの基本的考え方を示したが、その後、国が「健康日本21」、「健やか親子21」を策定したことを受け、平成13年3月に、「あいち健康づくりプラン」の基本的考え方に基づき、「健康日本21あいち計画」（以下「あいち計画」という。）を策定し、県民や県、市町村、健康関連団体等が健康づくりに取り組むための行動計画（10年計画）とした。

またその後は、「あいち計画」を平成15年5月1日に施行された健康増進法第8条第1項に基づく本県の健康増進計画に位置づけ、この計画の中間年度にあたる平成17年度には、「あいち計画」の中間評価・見直しを行い（「改訂版」の策定）、さらに、平成19年度は、医療制度改革大綱において、医療費適正化計画に盛り込まれたメタボリックシンドロームに関する項目を追加した「追補版」を策定した。その際、運動期間（終期）は、国との整合性を図り、平成24年度を終期とした。



[図]「あいち計画」のスケジュール

2 健康日本21あいち計画の中間評価

平成17年度に、「健康日本21あいち計画中間評価推進部会」を開催し、中間実績値の分析、各分野の評価、目標項目の見直し、新規目標項目の設定等について検討を行い、「愛知県生活習慣病対策協議会」での協議を経て、平成18年3月に「健康日本21あいち計画（改訂版）」を取りまとめた。

第2章 「あいち計画」の推進に関する取組み状況

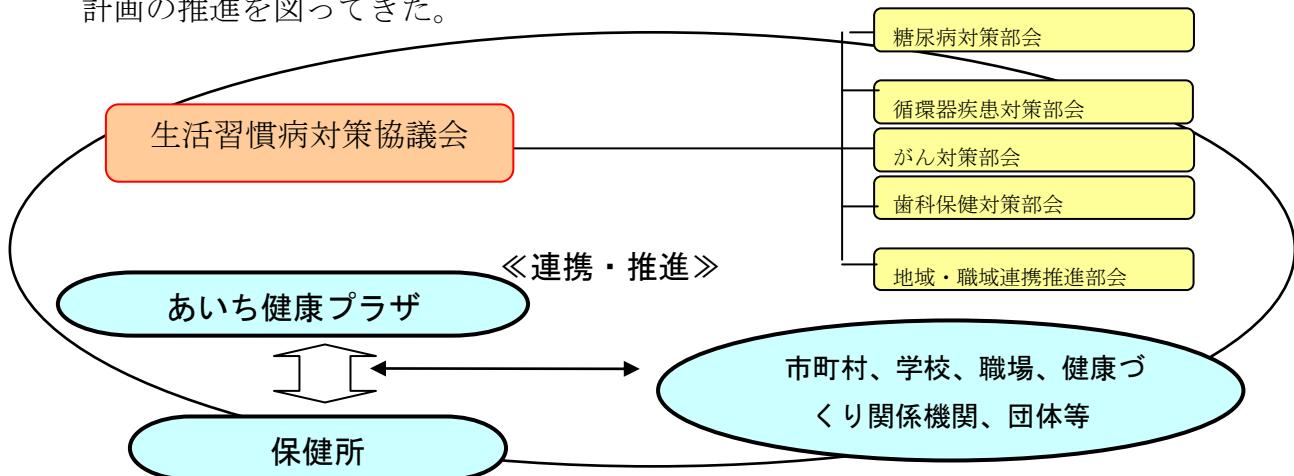
本計画の推進は、計画の各分野の専門家や計画に関わる推進組織の代表者の参加による「愛知県生活習慣病対策協議会」ならびに「各専門部会」を設置し、計画や運動の進め方に関する意見交換等に加え、推進方策についての検討をするとともに、各分野の施策について目標達成に向けた様々な取組みを行ってきた。

特に、「あいち健康プラザ」を県民の健康づくりを支援する中核施設と位置づけ、学校、職場、健康づくりの関係機関・団体等との連携を図り、健康づくりに対する取組みを進めた。

普及啓発活動については、これまで毎月第3日曜日を「県民健康の日」と定め、県民に対する健康づくりの啓発を強化するほか、県民に親しみやすいイメージキャラクター(エアフィー・メタボ君)を活用し、インターネット等による情報提供、リーフレット(普及版)の配布等を行った。さらに、全国的に展開されている毎年9月の「健康増進普及月間」には、県民健康祭を開催するなど、関係団体等との連携を図りつつ、生活習慣の改善の重要性について県民の理解を深めるよう努めてきた。

また、健康増進法の中で、「市町村は、住民の健康増進の推進に関する施策についての計画「市町村健康増進計画」（以下「市町村計画」）を定めるよう努める」（健康増進法第8条第2項）こととなっている。本県においても市町村計画の策定について積極的な支援を行った結果、県内54のすべての市町村が策定し、「市町村計画」の策定率は100%となっている。（平成19年度末で全ての市町村で策定済み。なお、全国市町村の策定率は76%：平成22年12月1日現在。）

また、保健所が中心となり、市町村計画の推進や評価に関する支援を行い、二次医療圏単位で「健康日本21あいち計画地域推進会議」や「研修会」、「地域・職域連携推進協議会」等を開催し、情報交換や連携を図り、計画の推進を図ってきた。



第3章 最終評価の目的と評価方法

1 最終評価の目的

「あいち計画」の最終評価は、策定時及び中間評価時に設定された目標について、その達成状況や関連する取組みの状況を評価するとともに、この間の健康づくりを取り巻く技術的進歩や社会的変化、制度の変更などその課題を明らかにすることで、今後の健康づくりの推進に反映させることを目的としている。

2 設定分野と評価指標

「あいち計画」の策定時には、生活習慣や生活習慣病に関する9分野と健やか親子の計10分野について、114項目・220指標の目標値を設定し、その後、平成18年3月に中間評価・見直しにより、分野別の目標指標を229指標に改訂した。

さらに、平成20年3月に医療費適正化計画に盛り込まれた「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少の目標数値や施策等」の内容を追加し、追補版の策定を行い、新たに18指標を追加し247指標とした。(表3-1)

表3-1 設定分野と目標指標

| 項目数 | 12年 策定 計画策 定時 | 目標指標 | | | | | | | 最終評 価対象 指標数 | | | | |
|------------------|------------------------|------------------|----------------------|--------------|-------------------|------------|-------------------------|--------------|-------------------|--|--|--|--|
| | | 18年3月改訂 | | | | | 20年 3月 中間評価 改訂 | 追補版で 指標追加 | | | | | |
| | | ▼中間評価で削除 | | △中間評価で指標設定 | | | | | | | | | |
| | | 指標変 更・見直 し | 目標達成 で削除又 は見直し | 指標変 更・見直し | 目標達成 し上方修 正 | 指標新 規設定 | | | | | | | |
| 栄養・食生活 | 14 | 23 | 3 | | 2 | | 22 | 3 | 25 | | | | |
| 身体活動・運動 | 8 | 17 | | 2 | | 2 | 17 | | 17 | | | | |
| 休養・こころ の健康づくり | 7(1) | 12(1) | 2 | | 2 | | 12(1) | | 12(1) | | | | |
| たばこ | 6 | 22 | | | | 5 | 27 | | 27 | | | | |
| アルコール | 6 | 9 | | 2 | | | 7 | | 7 | | | | |
| 歯の健康 | 14(2) | 17(2) | 5(1) | 1 | | 1 | 3 | 15(1) | 15(1) | | | | |
| 糖尿病 | 12(7) | 15(10) | 2 | | 1 | | 1 | 15(10) | 10 | | | | |
| 循環器疾患 | 11(8) | 36(25) | 1(1) | | | 6(4) | 41(28) | 5 | 46(28) | | | | |
| がん | 11(6) | 34(22) | 2 | | 2 | 4(4) | 38(26) | | 38(26) | | | | |
| 健やか親子 | 25(4) | 35(8) | 1 | | 1 | | 35(8) | | 35(8) | | | | |
| 総数 | 114(28) | 220(68) | 16(2) | 5 | 8 | 3 | 19(8) | 229(74) | 18 | | | | |
| | | | | | | | | | 247(74) | | | | |

注：（ ）内は再掲の指標数

3 最終評価の方法

(1) 目標達成状況の評価 (P 6 ~)

最終評価では目標とした各指標について、「人口動態統計」や「生活習慣関連調査」「国民健康・栄養調査」などにより、策定時のベースライン値と直近値との比較を行い(中間評価において新たに指標としたものと追補版策定時に追加した指標は、指標とした時点をベースライン値として判定)、その達成状況を表3－2の基準により判定、評価を行った。

表3－2 判定区分と判定基準

| 判定区分 | | 判 定 基 準 |
|-------------|----------|---------------------------------------|
| A (達成・概ね達成) | | 目標達成、または達成率90%以上 |
| B | B+(改善) | ベースライン値より改善 (達成率50%以上90%未満) |
| | B-(やや改善) | ベースライン値より改善 (達成率10%以上50%未満) |
| C (変わらない) | | ベースライン値から変化がみられない (達成率-10%以上10%未満) |
| D (悪化) | | ベースライン値より悪化 (達成率-10%未満) |
| E (判定不能) | | 基準の変更により判定ができない |

(2) 「市町村計画」の推進状況の評価 (P 3 6 ~)

「市町村計画」の策定について、平成23年度に国が行った「『健康日本21』を踏まえた自治体に対する健康増進施策の取組状況調査」に基づいて評価を行った。

(3) 普及啓発活動の状況 (P 3 8 ~)

県民に対する普及啓発活動の成果を把握するため、「生活習慣病」や「メタボリックシンドローム」などの用語や内容についての認知度調査を行った。